

## 第 3 章 審 査

### 第 1 節 労働組合の資格審査

労働組合法第 5 条の規定による最近 5 か年の労働組合の資格審査の取扱状況は、3-1 表のとおりである。

令和 3 年は、法人登記を理由とする新規申請が 1 件あり、適合の決定をした。

(3-1 表) 労働組合資格審査の取扱状況

年次	取 扱 件 数						補 正 勸 告	終 結 件 数					次 年 繰 越 し 件 数
	前 年 繰 越 し	新 規 申 請				合 計		適 合	打 切 り	取 下 げ	不 適 合	合 計	
		委 員 候 補 者 推 薦	不 当 労 働 行 為	法 人 登 記	計								
(平成) 29	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
30	—	14	—	—	14	14	—	14	—	—	—	14	—
(令和) 元	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	—	15	—	—	15	15	—	15	—	—	—	15	—
3	—	—	—	1	1	1	—	1	—	—	—	1	—

### 第 2 節 地方公営企業における非組合員の範囲の認定・告示

地方公営企業等の労働関係に関する法律第 5 条第 2 項の規定による労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲の認定・告示について、令和 3 年に当委員会が認定・告示を行った事案はなかった。

### 第3節 不当労働行為事件の審査

#### 1 概 況

労働組合法第27条及び地方公営企業等の労働関係に関する法律第4条の規定による最近5か年の不当労働行為事件の取扱状況は、3-2表のとおりである。

令和3年は、新規申立て1件となっている。

(3-2表) 不当労働行為事件の取扱状況

年次	取 扱 件 数			終 結 件 数								次 年 繰 越 し 件 数	
	前 年 繰 越 し	新 規 申 立 て	計	取下げ・和解			命 令 ・ 決 定						
				取 下 げ	和 解		救 済		棄 却	却 下	計		
					無 関 与	関 与	全 部	一 部					
(平成) 29	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1
30	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
(令和) 元	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-

## 2 審査の目標期間の達成状況

### (1) 審査の目標期間

不当労働行為事件の審査期間については、目標の達成状況等について、毎年少なくとも1回公表することとされている（労働組合法第27条の18、労働委員会規則第50条の2）。

- 審査の目標期間（平成24年1月27日 第644回公益委員会議決定）
    - ・ 団交拒否事件：6か月（審査計画策定段階において、証拠調べに多大な時間を要することが明らかな事件を除く。）
    - ・ 通常事件：1年
- （注1） 団交拒否事件は申立て事実が団交拒否に限られる事件であり、通常事件は団交拒否事件以外の事件を指す。
- （注2） 審査期間は、申立てから終結までに要した日数。目標期間は、個々の事件ごとではなく、各年の全終結事件における1事件当たりの平均処理日数。

### (2) 達成状況

令和3年における審査の目標期間の達成状況は、次のとおりである。

- ・ 団交拒否事件  
令和3年に終結した事件に係る審査期間は30日であった。
  - ・ 通常事件  
令和3年に終結した事件はない。
- また、審査の実施状況等は、3-3表から3-5表のとおりである。

### (3-3表) 審査の実施状況

項目	団交拒否事件		通常事件		計
	終結	翌年繰越し	終結	翌年繰越し	
ア 係属事件数	1件	—	—	—	1件
イ 審査期間	30日	—	—	—	
ウ 調査の回数	0回	—	—	—	0回
エ 審問の回数	0回	—	—	—	0回
オ 尋問を行った証人及び当事者の人数	0人	—	—	—	0人

### (3-4表) 令和3年に係属した不当労働行為事件の概要

団交拒否事件

申立年月日 終結年月日	申立年月日	処理日数	調査回数	審問回数	証人数等	終結状況
	終結年月日					
令和3年(不)第1号	R3.10.11	30日	0回	0回	0回	取下げ
	R3.11.9					

**(3-5表) 過去5年間における審査の実施状況**

年	事件種別	係属 事件数	終結 事件数	審査 期間	調査 回数	審問 回数	証人数
(平成) 29	団交拒否	—	—	—	—	—	—
	通常	2件	1件	56日	0回	0回	0人
30	団交拒否	—	—	—	—	—	—
	通常	1件	1件	97日	0回	0回	0人
(令和) 元	団交拒否	—	—	—	—	—	—
	通常	—	—	—	—	—	—
2	団交拒否	—	—	—	—	—	—
	通常	—	—	—	—	—	—
3	団交拒否	1	1	30日	—	—	—
	通常	—	—	—	—	—	—

**3 新規申立ての状況****(1) 申立人別、労働組合法第7条該当号別件数**

不当労働行為事件の最近5か年における新規申立件数は3件で、申立人別、労働組合法第7条該当号別件数は3-6表のとおりである。

**(3-6表) 不当労働行為事件の申立人別、労働組合法第7条該当号別件数**

年 次	新規 申立て	申立人別			労働組合法第7条該当号別								
		組合	個人	組合 個人	1	2	3	4	1・2	1・3	1・4	2・3	1・2・3
(平成) 29	2	—	2	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—
30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(令和) 元	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	1	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—

注) 1号(不利益取扱い) 2号(団体交渉拒否) 3号(支配介入) 4号(申立て等を理由とする不利益取扱い)

(2) 産業別、企業規模別申立件数

不当労働行為事件の産業別、企業規模別申立件数は、3-7表のとおりである。

(3-7表) 不当労働行為事件の産業別、企業規模別申立件数

年次	新規申立て	産業別申立件数							企業規模別申立件数					
		建設業	製造業	運輸業	卸売業・小売業	医療・福祉	サービス業	地公労法適用	49人以下	50～99人	100～499人	500～999人	1,000人以上	不明
(平成)29	2	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	2	-
30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(令和)元	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-

4 係属事件の概要

令和3年に係属した不当労働行為事件の概要は、3-8表のとおりである。

(3-8表) 不当労働行為事件一覧表 (係属事件2件)

事件番号 (通算)	申立人	被申立人	申立年月日	労組法第7条 該当号	請求する 救済内容	調査回数	終結 年月日	終結 状況	担当委員	
						審問回数			審査委員	参与委員
3(不) 1 (215)	X	Y	3.10.11	2	団交応諾	-	3.11.9	取下げ	太田 本田	原 西村
						-				

## 5 審査記録

### (1) 令和3年(不)第1号事件 第215号(通算)

当事者	申立人	被申立人
	X労働組合 代表者 A	Y法人 代表者 B
<p><b>請求する救済内容の要旨</b></p> <p>被申立人は、申立人が申し入れたハラスメント対策の具体化等、6議題に関する団体交渉に応じること。</p>		
<p><b>申立ての概要</b></p> <p>1 申立人は被申立人に対し、ハラスメント対策の具体化等、6議題に関する団体交渉の開催を文書で申し入れたところ、窓口にて6議題中4議題は団体交渉の対象となるが、2議題に関しては権限外であることを理由に団体交渉の対象とならない趣旨の回答があった。</p> <p>2 申立人が被申立人に対し交渉申入書を提出してから3か月を経過したにも関わらず、被申立人は正当な理由なく団体交渉の場を設けていない。これは不当労働行為に該当するものである。</p>		
<p><b>審査経過</b></p> <p>令和3年10月11日 申立て、審査開始  10月19日 調査開始通知  11月9日 取下書受付(事件終結)</p> <p>本件の所要日数は30日であった。</p>		

## 第4節 再審査事件

### 1 概 況

労働委員会の発した命令に不服のある当事者は、労働組合法第27条の15第1項及び第2項の規定に基づき、15日以内に中央労働委員会に再審査の申立てをすることができる。

当委員会を初審とする最近5か年における再審査事件の係属状況は、3-9表のとおりである。

令和3年は、当委員会を初審とする再審査事件の係属事件はなかった。

#### (3-9表) 再審査事件の係属件数

年 次	係 属 件 数			終 結 件 数								次 年 繰 越 し 件 数
	前 年 繰 越 し	新 規 申 立 て	計	取 下 げ ・ 和 解			命 令 ・ 決 定			計		
				取 下 げ	和 解		棄 却 (初 審 維 持)	初 審 変 更			決 定	
					無 関 与	関 与		一 部	全 部			
(平成) 29	4	1	5	1	-	-	4	-	-	-	5	-
30	-	1	1	-	-	-	1	-	-	-	1	-
(令和) 元	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

## 第5節 行政訴訟事件

### 1 概 況

労働委員会の発した命令に不服のある場合、使用者は労働組合法第27条の19第1項の規定により命令書写しの交付の日から30日以内に、労働組合又は労働者は行政事件訴訟法第8条第1項及び第14条第1項の規定により6か月以内に命令の取消訴訟を提起できる。

現在、当委員会命令に係る取消訴訟事件はない。